

豊川市監査公表第2号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、議長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年5月8日

豊川市監査委員 鈴木 不二夫
同 上 澤 勉

監査結果に基づく措置通知書（議会事務局議事課）

監査実施期間 平成26年10月17日から

豊川市監査公表第43号分

平成26年11月25日まで

| 指 摘 事 項 | 措 置 状 況 |
|---|---|
| <p>(検討事項)</p> <p>1 市議会議員の報酬及び期末手当を資金前渡による方法で支給しているが、人事課の給与システムを利用するなど、会計管理者が指定金融機関に通知して行う通常の口座振替による支給方法を検討されたい。</p> <p>2 議会中継映像配信業務について、1社による随意契約を締結しているが、競争原理を採り入れた契約ができないか検討されたい。</p> | <p>1 議員報酬に関する支給方法について、給与システム所管課の人事課と協議した結果、当該システムの利用が承認されたため、平成27年5月分の議員報酬より、現在の資金前渡金による支給方法から通常の口座振替による支給方法に変更することとした。</p> <p>2 議会中継映像配信業務について、平成27年度の業務より、契約事務所管部署である管財契約課に対し、5社指名による競争原理を採り入れた契約事務のを行った。</p> |

(注) 上記の措置状況は、平成27年3月24日現在のものである。